

潜水艦基地隊の編制に関する訓令

海上自衛隊訓令第10号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、潜水艦基地隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和42年9月30日

防衛庁長官 増 田 甲子七

潜水艦基地隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 潜水艦基地隊は、潜水艦（練習潜水艦及び試験潜水艦を含む。以下同じ。）及び潜水艦に係る部隊に対する厚生、経理、補給、整備、衛生等の業務に関する支援を行うことを任務とする。

（司令及び副長）

第2条 潜水艦基地隊の長は、潜水艦基地隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、潜水隊群司令の指揮監督を受け、潜水艦基地隊の隊務を統括する。

4 潜水艦基地隊に副長1人を置くことができる。

5 副長は、司令を助け、潜水艦基地隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（編制）

第3条 潜水艦基地隊に、次の4科を置く。

総務科

厚生科

補給科

整備科

（総務科）

第4条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 庶務、文書及び人事に関すること。

(2) 車両の管理運用に関すること。

(3) 内務に関すること。

(4) 施設の管理運用に関すること。

(5) 保健衛生に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、潜水艦基地隊の事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（厚生科）

第5条 呉潜水艦基地隊の厚生科においては、次の事務をつかさどる。

潜水艦基地隊の編制に関する訓令

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 被服の支給及び交換に関すること。

2 横須賀潜水艦基地隊の厚生科においては、前項各号に掲げるもののほか、共済組合に関する事務をつかさどる。

(補給科)

第6条 補給科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の会計に関すること。
- (2) 物品の取扱いに関すること。
- (3) 給与及び旅費の支給に関すること。
- (4) 給食及び栄養管理に関すること。

(整備科)

第7条 整備科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 潜水艦の乗員整備及び修理事務の支援に関すること。
- (2) 潜水艦の給電に関すること。

2 整備科においては、前項各号に掲げる事務のほか支援船の管理に関する事務をつかさどる。

(科長)

第8条 科に、科長を置く。

2 科長は、司令の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

第9条 この訓令に定めるもののほか、潜水艦基地隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

2 潜水隊群司令部の編制に関する訓令(昭和40年海上自衛隊訓令第1号)は、廃止する。

附 則 (昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第3号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第13条) (抄)

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。

附 則 (昭和44年9月29日海上自衛隊訓令第18号)

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則 (昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第11条)

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月12日海上自衛隊訓令第49号)

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則 (平成元年3月23日海上自衛隊訓令第18号海上訓練指導隊の編制

潜水艦基地隊の編制に関する訓令

に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条)

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則 (平成9年9月30日海上自衛隊訓令第28号)

この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日海上自衛隊訓令第6号練習潜水隊の編制に関する訓令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第8条)

1 この訓令は、平成12年3月9日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月7日防衛省訓令第7号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第9条)

1 この訓令は、令和6年3月8日から施行する。